

# 環境保全活動等に関する政策提案ガイドライン

平成25年1月31日

文部科学省 生涯学習政策局社会教育課

農林水産省 農村振興局農村計画課農村政策推進室

経済産業省 産業技術環境局環境政策課環境調和産業推進室

国土交通省 総合政策局環境政策課

環境省 総合環境政策局環境経済課民間活動支援室

## 1. はじめに

環境教育等促進法第 21 条の 2 第 1 項において、「国は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する政策形成に民意を反映させるため、政策形成に関する情報を積極的に公表するとともに、国民、民間団体等その他の多様な主体の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの整備及び活用を図るよう努めるものとする」旨が規定されています。また、第 2 項において、「国民、民間団体等は、政策形成に資するよう、国に対して政策に関する提案をすることができる」旨が規定されています。

「政策に関する提案」は、行政のあらゆる分野で、一般的な陳情や要望といった形で行うことは可能ですが、このたび、この法律において「政策に関する提案をすることができる」旨を改めて確認する規定が設けられたことを踏まえ、環境保全活動等に関する政策提案の在り方についてガイドラインを作成し、周知を図ることとしました。

このガイドラインでは、環境保全活動等に関する政策提案について、国民、民間団体等が提案を行う際の留意事項や関係省庁が一元的に対応するための指針等についてまとめています。

## 2. 政策提案の詳細について

### (1) 対象とする政策の定義

このガイドラインは、環境教育等促進法第 2 条に規定する「環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育及び協働取組」に関する政策提案のうち、主務省庁に対して行うものを対象とするものです。主務省庁は、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省の 5 省庁です。

#### 環境保全活動（法第 2 条第 1 項）

「環境保全活動」とは、地球環境保全、公害の防止、生物の多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）を主たる目的として自発的に行われる活動をいう。

#### 環境保全の意欲の増進（法第 2 条第 2 項）

「環境保全の意欲の増進」とは、環境の保全に関する情報の提供並びに環境の保全に関する体験の機会の提供及びその便宜の供与であって、環境の保全についての理解を深め、及び環境保全活動を行う意欲を増進するために行わ

れるものをいう。

環境教育（法第2条第3項）

「環境教育」とは、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。

協働取組（法第2条第4項）

「協働取組」とは、国民、民間団体等、国又は地方公共団体がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育その他の環境の保全に関する取組をいう。

## （2）対象とする政策の内容

このガイドラインに基づく政策提案では、「国として、このような取組を進めてほしい」、「現地の実態を踏まえて、このような運用をしてほしい」といった、大局的な提案を主に対象とすることを想定しています。また、政策ツールである法令、予算、税制等についての提案を排除するものではありませんが、個別具体的な事業・取組等に関する意見・優遇の要望などは対象に含めないものとします。更に、次に該当するものは、このガイドラインに基づく政策提案の対象としません。

- ・ 緊急に実施しなければならないもの
- ・ 法令の規定により対象施策の基準<sup>1</sup>が定められており、その基準に基づく個別の判断
- ・ 国の機関内部の事務処理に関するもの
- ・ 国税の賦課徴収<sup>2</sup>その他金銭の徴収に関するもの
- ・ 苦情や単なる要望
- ・ 地方公共団体の所掌に属するもの

1 パブコメ、審議会への意見提出、説明会への参加など、本ガイドラインのほかに意見や提案を行う仕組みがある分野についてはそちらを活用ください。

2 個別の税の税率や課税の額については、このガイドラインに基づく政策提案の対象とはしませんが、環境保全活動や協働取組を進めるための税

制のあり方や適用の方針等については提案することができます。

### 3. 提案主体

事業者、国民及びこれらの者を組織する民間の団体を指し、地方公共団体や海外に主たる拠点のある団体は含みません。また、年齢による制限はありません。

### 4. 政策提案制度の手続きの流れ

#### (1) 事前相談

国民、民間団体等の政策提案を支援するため、地方環境パートナーシップオフィス(地方 EPO)において専門的知識・能力を身に付けたスタッフが地方環境事務所等と連携し、政策提案に関する事前相談を受け付けます。提案内容、提出先、提案書の書き方等についてお気軽にご相談ください。

また、地方 EPO においては、政策提案に関するセミナー等を開催し、政策提案の基本的な考え方や方法、技術等を伝える機会を設けています。セミナー等にご参加いただくことによって、政策提案の知識・技能を身に付けることができます。

区分	担当 都道府県	住所	電話番号・FAX	メールアドレス
EPO 北海道	北海道	〒060-0042 札幌市中央区大 通西5丁目11番 地 大五ビル7 階	電話：011-596-0921 FAX：011-596-0931	<a href="mailto:epoh-webadmin@epohok.jp">epoh-webadmin@epohok.jp</a>
EPO 東北	青森、秋田、 岩手、山形、 宮城、福島	〒980-0014 宮城県仙台市青 葉区本町2-5-1 オークビル5F	電話：022-290-7179 FAX：022-290-7181	<a href="mailto:info@epo-tohoku.jp">info@epo-tohoku.jp</a>

関東 EPO	群馬、栃木、 埼玉、茨城、 神奈川、東京 千葉、新潟、 山梨、静岡	〒150-0001 東京都渋谷区神 宮前 5-53-67 双環青山 B1F	電話：03-3406-5180 FAX：03-3406-5064	<a href="mailto:kanto-epo@geoc.jp">kanto-epo@geoc.jp</a>
EPO 中部	富山、石川、 福井、長野、 愛知、岐阜、 三重	〒460-0003 名古屋市中区錦 2-4-3 錦パー クビル 4F	電話：052-218-8605 FAX：052-218-8606	<a href="mailto:office@epo-chubu.jp">office@epo-chubu.jp</a>
きんき 環境館	京都、滋賀、 奈良、兵庫、 大阪、和歌山	〒540-6591 大阪府中央区大 手前 1-7-31 OMM ビル 5F	電話：06-6940-2001 FAX：06-6940-2022	<a href="mailto:office@kankyokan.jp">office@kankyokan.jp</a>
EPO ちゅう ごく	鳥取、岡山、 島根、広島、 山口	〒730-0013 広島市中区八丁 堀 16-11 日本 生命第二ビル 2 階	電話：082-511-0720 FAX：082-511-0723	<a href="mailto:info@epo-cg.jp">info@epo-cg.jp</a>
四国 EPO	香川、徳島、 愛媛、高知	〒760-0023 香川県高松市寿 町 2-1-1 高松 第一生命ビル新 館 3 階	電話：087-816-2232 FAX：087-823-5675	4epo@4epo.jp
EPO 九州	福岡、大分、 宮崎、佐賀、 熊本、鹿児島 長崎、沖縄	〒860-0806 熊本市中央区花 畑町 4-8 熊本 市国際交流会館 2 階	電話：096-312-1884 FAX：096-312-1894	info@epo-kyushu.jp

## (2) 提案書の作成

提案を行うにあたっては、提案側、提案を受け取る行政側の双方にとって理解が深まるよう提案事項を具体的に記載する事が望ましいです。

以下の項目に沿って整理し提案することが望ましいです。

(参考例：提案書に記載する事項)

提案する政策のテーマ(提案名)

提案する政策の分野

関連法令等

提案する政策の種類

提案する政策の目的

目的の背景及び現状の問題点

提案する政策の概要

提案する政策の実施方法と全体の仕組み

提案する政策の実施主体

提案する政策の実施により期待される効果

その他・特記事項

## (3) 提案書の提出

提案書は下記の窓口に郵送、FAX 又は電子メールで、いつでも提出していただけます。

### 環境省民間活動支援室

〒150-0001 渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 B1F

電話：03 - 3406 - 5181

FAX：03 - 3406 - 5064

メールアドレス：kankyo-kyouikutou-teian@env.go.jp

都道府県、市区町村が所管する案件は、本ガイドラインの窓口では受け付けません。

## (4) 提案に対する対応

提案については、その内容に応じて主務省庁に割り振ります。各省庁はいただいた提案を十分考慮するとともに、適宜活用を図りながら政策形成に努めます。

また、環境省は、本ガイドラインに基づく政策提案の状況等を各省庁協力のもと、とりまとめ、半年に1回を目途に環境省 HP にて公表します。

## 5. ガイドラインの見直し

この法律は、施行後5年を目途として施行状況を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされています。このガイドラインについても、政策提案の状況に応じて見直しを行います。

### (参考 政策提案の事例)

このガイドラインに基づく政策提案が制度化される以前から、国民、民間団体等による意見が政策形成につながった事例がありますので、参考として掲載します。

#### (新たな法制度の創設)

NPO 等による積極的な政策提案により、平成 15 年 6 月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が新たに成立。また、平成 23 年 6 月の改正時にも様々な政策提案を反映。

#### (新たな考え方の採用)

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の基本方針を改正するに当たり、NPO 等からの意見をパブリックコメントの原案に反映。

#### (新たな事業の創設)

平成 15 年度に NPO から行われた「既存校舎のエコリノベーション&環境教育(民生部門での温暖化防止活動全国展開のためのパイロット事業)」に関する提案を平成 17 年度予算において事業化。